

1. (掛金の払込み)

定期積金（以下、「この積金」といいます。）は、この証書・通帳記載の払込日に掛金を払込みください。
払込みのときは必ずこの証書・通帳を提出してください。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類はこの証書・通帳の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。

3. (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

4. (払込の遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または、この証書・通帳記載の利回の割合による遅延利息をいただきます。

5. (給付補填金等の計算)

- (1) この積金の給付補填金は、この証書・通帳記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。
 - ① この積金の契約期間中にこの証書・通帳記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、次の④の利率によって計算し、この積金に掛金残高相当額とともに支払います。
 - ② 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は、満期日前に解約できません。
 - ③ 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、満期日前の解約をするときおよび第9条第2項の規定により解約をするときは、払込日から解約日の前日までの期間について、次の④の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ④ 前記①、③の計算に適用する利率は、次のとおりとします。
 - A 初回払込日から①の場合は満期日、③の場合は解約日までの期間が1年未満のもの。
解約日における普通預金利息
 - B 初回払込日から①の場合は満期日、③の場合は解約日までの期間が1年以上のもの。
約定年利回×60%（小数点第3位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）
 - ⑤ この計算の単位は100円とします。

6. (先払割引金の計算等)

- (1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金をこの証書・通帳記載の利回りに準じて満期日に計算します。この場合、先払日数が年間所定日数以上のものに限りません。
- (2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

7. (満期日以後の利息)

この積金を満期日以後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

8. (反社会的勢力との取引拒絶)

この積金は、第9条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合

に利用することができ、第9条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの積金の開設をお断りするものとします。

9. (解約)

(1) この積金を解約する場合は、当金庫所定の預金(積金)払戻請求書(兼複合伝票)に届出の印章により、記名押印してこの証書・通帳とともに当店に提出してください。

また、記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに代えることができます。

(2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者と積金を継続することが不適切である場合には、当金庫は積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。

① 積金契約者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 積金契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの(以下これらを「暴力団員等」という。)

B. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

C. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

D. 自己、自社もしくは第三者の不当の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不等に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

E. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

F. 役員または経営に実質的に関与しているものが、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

10. (届出事項の変更、証書・通帳の再発行等)

(1) この証書・通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) この証書・通帳または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは証書・通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

11. (印照合)

この証書・通帳、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

12. (盗難通帳等による預金等の不正な払戻し等)

- (1) 盗取された通帳等を用いて行われた預金等の不正な払戻し（以下「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息（定期積金の給付補てん金を含みます。以下同じ。）に相当する金額の補てんを請求することができます。
- ① 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であることおよび預金者に過失（重大な過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、通帳等が盗取された日（通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた預金等の不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第二項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当金庫が当該預金等について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金等にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

13. (譲渡、質入れ禁止)

- (1) この積金および証書・通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

14. (保険事故発生時における積金契約者からの相殺)

(1) この積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この積金に、質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、つぎの手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとします。証書・通帳は当金庫所定の預金（積金）払戻請求書（兼複合伝票）に届出の印章により、記名押印して通知と同時に提出してください。
- ② 複数の借入金等の債務（積金契約者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人になっているもの）がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺するものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。
- ③ 前号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
- ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。

- ① この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定年利回を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

令和3年11月1日現在